

春日井市中小企業振興基本条例 中間案

私たちのまち春日井市は、人口増加に伴う都市基盤の整備が着実に進み、都市と自然が調和した良好な環境を備えた住宅都市として発展してきました。本市は、名古屋市を中心とした中部経済圏に位置するとともに、道路や鉄道、空港などの広域交通の利便性が高く、また、内陸地域に立地する災害に強い地域であるといわれていることから、これらの優位性を活かし、多くの企業が事業活動を展開してきました。

春日井市の企業の大多数は、小規模企業を含めた中小企業です。中小企業は、多様な事業活動により、地域経済の活性化に寄与するとともに、雇用の場を提供し私たちの暮らしを支えたり、地域に根ざした活動を通じて地域社会に貢献したりするなど、本市の成長を牽引する大きな原動力として、重要な役割を果たしてきました。

こうした中小企業の役割は、地域経済の持続的な発展や市民生活の向上などに不可欠であることから、本市では、「産業振興は、本市の持続的な発展を生み出すための推進エンジンである。」との考えのもと、春日井市と春日井商工会議所が連携し、様々な支援を通じて産業振興に取り組んできたところです。

しかしながら、今日、人口減少や少子高齢化による労働力不足、地球温暖化の進展、新型コロナウイルスの感染拡大、急速なデジタル化、不安定な国際情勢などにより、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、中小企業の持つ力が十分に発揮されるよう、中小企業の自主的な努力に加え、春日井市や春日井商工会議所、大企業、その他中小企業に関わる全ての関係者が、同じ思いのもとで連携し、中小企業の振興を力強く推進していくことが肝要です。

私たちはこうした認識に立ち、中小企業に関わる全ての関係者の総力を結集し、地域全体で中小企業のさらなる振興に取り組むため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域において果たす役割の重要性が高いことか

ら、中小企業の振興についての基本理念を定め、中小企業者の努力、市及び春日井商工会議所（以下「商工会議所」という。）の責務、中小企業団体の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本方針を定め、これを地域社会が一体となって推進することにより、地域産業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業を支援する事業を行う団体及び法人（商工会議所、金融機関及び支援機関を除く。）であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者（中小企業団体及び金融機関を除く。）であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫その他金融業を営む者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 支援機関 国又は愛知県（以下「県」という。）が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関であって、県内に事務所を有する法人及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項に規定する認定経営革新等支援機関であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (6) 大学等 県内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。
- (7) 研究機関 県内に所在する国、県等が所管する試験研究機関をいう。

(8) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

(1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を基本とし、経営の改善並びに持続的な成長及び発展が図られること。

(2) 中小企業者が、多様な事業活動を通じて、地域経済の活性化を促進し、雇用の創出及び安定をもたらす等、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識のもとに行うこと。

(3) 中小企業者、市、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び研究機関が相互に連携するとともに、市民の理解及び協力を得ること。

(中小企業者の努力)

第4条 中小企業者は、経済的又は社会的環境の変化に対して自らの創意工夫のもと、新たな事業の展開、販路の開拓に取り組む等、主体的に経営の改善並びに持続的な成長及び発展を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員の労働環境の整備並びに従業員の生活及び仕事の調和に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、市、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び研究機関を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努めるものとする。

5 中小企業者は、商工会議所又は商店街等の団体への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めるものとする。

6 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、社会経済情勢の変化に対応した適切な中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業の実態を把握するとともに、中小企業者、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等、研究機関及び市民と協力して、効果的に行わなければならない。

(商工会議所の責務)

第6条 商工会議所は、中小企業者の経営の発達、改善及び革新のための取組を積極的に行わなければならない。

2 商工会議所は、中小企業者の実態を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、商工会議所の会員相互の関係強化の促進及び他の関係機関との連携を図るよう努めなければならない。

3 商工会議所は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業者の発展に配慮するよう努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努め

るものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業者が経営の安定化及び新事業展開等へ意欲的に取り組むことができるよう、中小企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供及び経営相談等の支援を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第10条 支援機関は、専門性の高い支援を通じて、中小企業者の経営力の強化に努めるものとする。

2 支援機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第11条 大学等は、産学官の連携を通じた技術開発、経営及び人材育成についての総合的な支援が、中小企業の振興にとって重要なものであることを認識し、中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 大学等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(研究機関の役割)

第12条 研究機関は、国及び地方公共団体並びに民間企業との連携を通じた研究開発及びその成果の普及を通じて、中小企業の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 研究機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第13条 市民は、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上のために中小企業

が果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第14条 市は、次に掲げる基本方針を踏まえ、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 新たな事業の創出及び中小企業者の成長を促進すること。
- (2) 新たな企業誘致を推進するとともに、事業拡大に対応した企業立地を支援すること。
- (3) 多様な働き方及び働く機会を創出すること。
- (4) 地域の商業の活性化を促進すること。
- (5) 地域資源を活用した観光を推進すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に寄与すること。

(施策の推進)

第15条 市は、前条の施策の推進に当たっては、中小企業者、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等、研究機関及び市民の意見の聴取その他調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の協議)

第16条 市は、中小企業の振興のための施策について、春日井市商工業振興条例（昭和62年春日井市条例第13号）第9条第1項に規定する春日井市商工業振興審議会において、必要な事項を協議するものとする。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。